

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険又は厚生年金保険被保険者として船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月頃から同年11月頃まで  
② 昭和46年5月頃から同年11月頃まで  
③ 昭和47年4月頃から同年12月頃まで

私は、申立期間①、②及び③について、A県B市にあるC社に季節労働者として勤務し、船で港まで行き、D業務に従事していた。

申立期間については、当時、C社が大きな事業所であったことから、船員保険又は厚生年金保険に加入し、青い年金手帳と健康保険証をもらった記憶があるにもかかわらず、いずれの加入記録も無いとの回答を受けたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和45年6月1日から同年11月19日までの期間及び46年6月19日から同年11月30日までの期間について、C社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当社に保管されている申立期間当時の失業保険資格得喪調書及び失業保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人が当社に在籍していたことは確認できるものの、その雇入日から、同じく当社に保管されている健康保険取得喪失台帳を確認したが、申立人の被保険者番号は確認できないことから、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したとは思われない。」と回答している。

さらに、当該事業所は、「現在は、臨時雇用であっても、雇用期間が4か月を超えるようであれば厚生年金保険に加入させているが、申立期間当時は、正社員のみでの加入であったと思われる。当社に、昭和46年の日雇労働

者健康保険被保険者手帳が4冊残されていることから、季節労働者であった申立人は、申立期間当時は日雇労働者健康保険に加入していた可能性が高く、厚生年金保険には加入させていなかったと考えられる。」と回答している上、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者記録が確認できた複数の従業員に照会したところ、いずれも「当時、正社員は厚生年金保険に加入していたが、季節労働者については、日雇労働者健康保険に加入し、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

加えて、申立人が、申立期間のいずれかにおいて当該事業所に一緒に勤務し、自身と同様の業務内容で雇用形態も同じであったとして名前を挙げた元同僚3人は、いずれも当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

一方、オンライン記録により、当該事業所は、昭和51年8月21日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間①、②及び③当時は、船員保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所は、「当社に保管されている船員保険の加入者名簿を全て確認したが、申立人の名前は確認できなかった。」と回答している。

さらに、E局F支局は、「当該事業所の船舶原簿について、庁内を探したが無い上、管内全ての支局に照会したところ、存在しておらず、現在の保管状況は5年から10年前のものであり、申立てを確認できる資料は無いため不明である。」旨回答している。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間の全てについて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険又は厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月22日から47年4月20日まで  
② 昭和47年11月13日から48年4月16日まで  
③ 昭和49年11月11日から50年5月21日まで

申立期間について、私が記憶しているA社からの給与支給月額は、申立期間①は12万円、申立期間②は14万円、申立期間③は19万円であるにもかかわらず、オンライン記録の標準報酬月額は、申立期間①は7万2,000円、申立期間②は8万円、申立期間③は12万6,000円と低くなっていることに納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が記憶している給与支給月額は、申立期間①は12万円、申立期間②は14万円、申立期間③は19万円であるにもかかわらず、オンライン記録の標準報酬月額は、申立期間①は7万2,000円、申立期間②は8万円、申立期間③は12万6,000円と低くなっている。」と申し立てている。

しかしながら、A社は、オンライン記録により、平成6年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、14年12月3日に解散している上、当時の事業主は既に死亡しており、他の役員3人のうち、連絡の取れた一人は、「関係書類が無く、当時のことは分からない。」と回答しており、申立期間①、②及び③における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間①、②及び

③頃に勤務していた元従業員 13 人に照会したところ、回答の得られた 11 人のうち、6 人は、「同社に勤務していた期間について、自分の標準報酬月額が相違していたかどうかは分からない。」と回答し、3 人は、「同社に勤務していた期間の自分の標準報酬月額に相違はない。」と回答し、申立人と同職種であったとする一人は、「平成 22 年 4 月 20 日付けで日本年金機構から受理した私の標準報酬月額のお知らせを見たが、その内容に異議は無い。私と申立人の給与に差はなかったと思う。」と回答しているほか、当時、給与担当者であった一人は、「同社に勤務していた期間について、自分の標準報酬月額について異議は無い。同社の代表取締役が従業員の経験年数及び年齢等を参考にして給与を決めており、私が給与担当者であったことから、現場責任者が本社へ作業日報を持参し、同社の事務員が適切に給与計算していたことを記憶しているので、標準報酬月額の内容に間違いはない。」と回答している。

さらに、上記被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。